

平成 25 年 8 月 23 日

### 実施方針等の修正（新旧対照表）

平成 25 年 7 月 31 日に公表した「女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業」の実施方針を次のとおり修正する。

通番	頁数等	項目	修正前（7月31日公表）	修正後（8月23日公表）
1	用語 の定義	1～2行目	女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業（以下「本事業」という。） <u>に関する</u> 実施に関する方針（以下「実施方針」という。）では、以下のように用語を定義する。	女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業（以下「本事業」という。） <u>の</u> 実施に関する方針（以下「実施方針」という。）では、以下のように用語を定義する。
2	3	第1 1 (8) イ 維持管理・運営に係る対価	維持管理・運營業務については、排水事業者から徴収する使用料収入によって当該業務に係る経費の全てを賄う独立採算制を原則とする。 ただし、 <u>排水事業者の立地状況等により</u> 、排水処理施設に流入する排水の量が一定の基準を下回る場合には、町が維持管理・運営に係るサービス対価を事業者に支払うものとする。サービス対価の考え方については、募集要項等において示す。	維持管理・運營業務については、排水事業者から徴収する使用料収入によって当該業務に係る経費の全てを賄う独立採算制を原則とする。 ただし、排水処理施設に流入する排水の量が一定の基準を下回る場合には、町が維持管理・運営に係るサービス対価を事業者に支払うものとする。サービス対価の考え方については、募集要項等において示す。
3	9	第2 2 (3)	(イ) <u>町</u> 建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）に基づく平成25・26年度建設工事入札参加資格承認を受けていること	(イ) <u>女川町</u> 建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）に基づく平成25・26年度建設工事入札参加資格承認を受けていること

通番	頁数等	項目	修正前（7月31日公表）	修正後（8月23日公表）
		イ 建設企業の要件		
4	9	第2 2 (3) イ 建設企業の要件	(エ) 建設業法第27条第29項に規定する総合 評定値通知書（経営事項審査結果通知書で 最新のもの）の総合評定値（P点）が <u>下記 要件の全てを満たすこと。</u> ・ <u>土木一式工事が950点以上</u> ・ <u>建築一式工事が850点以上</u> ・ <u>設備工事が850点以上</u>	(エ) 建設業法第27条第29項に規定する総合 評定値通知書（経営事項審査結果通知書で 最新のもの）の総合評定値（P点）が <u>下記 4要件の全てを満たすこと。</u> ・ <u>土木一式工事が950点以上</u> <u>または 850点以上で1級技術 者が11名以上在籍</u> ・ <u>建築一式工事が950点以上</u> <u>または 850点以上で1級技術 者が7名以上在籍</u> ・ <u>電気工事が850点以上</u> ・ <u>機械器具設置工事が850点以上</u>
5	9～10	第2 2 (3) ウ 維持管理・運営企 業の要件	(ウ) 国または地方公共団体等が <u>発注した平成 15年4月以降に供用開始した処理能力日量 最大1,000 m<sup>3</sup>以上の排水処理施設、下水道 終末処理場または農業集落排水等下水道類 似施設における水処理施設及び汚泥処理施 設の運転管理業務・保守管理業務の元請（共 同企業体の場合は、出資比率が20%以上と する）実績を3年間以上有していること。</u>	(ウ) 国または地方公共団体等が <u>平成15年4月 以降に発注した処理能力日量最大1,000 m<sup>3</sup> 以上の排水処理施設、下水道終末処理場 または農業集落排水等下水道類似施設におけ る水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理 業務・保守管理業務の元請（共同企業体の 場合は、出資比率が20%以上とする）実績 を3年間以上有していること。</u>
6	10	第2	ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に <u>基</u>	ウ 会社更生法（平成14年法律第154号） <u>第</u>

通番	頁数等	項目	修正前（7月31日公表）	修正後（8月23日公表）
		2 (4) 構成企業の制限	<u>づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。</u>	<u>30条の規定により更生手続開始の申立をした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。</u>
7	11	第2 3 (1) 審査に対する基本的な考え方	<p>審査委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び資格審査通過者から提出された事業提案書の審査を行う。審査委員会の意見を受けて町が定める事業者選定基準は、募集要項等において示す。</p> <p>また、町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。なお、町又は審査委員会が必要であると判断した場合は、<u>資格審査通過者</u>に対してヒアリングを行うことがある。</p>	<p>審査委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び資格審査通過者から提出された事業提案書の審査を行う。審査委員会の意見を受けて町が定める事業者選定基準は、募集要項等において示す。</p> <p>また、町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。なお、町又は審査委員会が必要であると判断した場合は、<u>基礎審査を通過した者</u>に対してヒアリングを行うことがある。</p>
8	13	第2 4 (2) 特別目的会社の設立等	エ 優先交渉権者の構成員の全ては、特別目的会社に対して出資するものとする。また、構成員の出資比率の合計は、50%を超えるものとする。	エ 優先交渉権者の構成員の全ては、特別目的会社に対して出資するものとする。また、 <u>代表企業は必ず最大出資者になるものとし、かつ、構成員の出資比率の合計は50%を超えるものとする。</u>
9	14	第2 5 (3) 特許権等	提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、 <u>施行方法</u> 、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則とし	提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、 <u>施工方法</u> 、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則とし

通番	頁数等	項目	修正前（7月31日公表）	修正後（8月23日公表）
			て応募者が負うものとする。	て応募者が負うものとする。
10	19	第4 3 項目 水質基準	<u>流入水質基準</u> 基準 (mg/l)	<u>計画流入水質</u> (mg/l) <u>(年間平均値)</u>
11	19	第4 3 項目 水質基準	<u>放流水質基準</u> 基準 (mg/l)	放流水質基準 (mg/l)
12	添付 資料1	リスク分担表 リスクの内容 45	<u>想定を超えた排水量の変動に伴う事業者の費用の増減に関するもの（事業者が運営する部分に限る）</u>	<u>排水量が想定範囲外であった場合の事業者の費用の増減に関するもの（事業者が運営する部分に限る）</u>